

平成12年第5回藤岡市議会定例会会議録(第4号)

平成12年12月19日(火曜日)

議事日程 第4号

平成12年12月19日(火曜日)午前10時開議

- 第1 議会運営委員会経過報告
- 第2 議案第68号 藤岡市職員の再任用に関する条例の制定について
- 第3 陳情第8号 国民本位の公共事業の推進と執行体制の拡充を求める陳情
- 第4 陳情第11号 「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書提出についての陳情
陳情第12号 保育園舎老朽化に伴う改築についての陳情
- 第5 議案第83号 藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第84号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について
議案第85号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について
- 第6 議案第86号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第7 議員提出議案第3号 「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(24名)

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中新一君	総務部長	新井千文君
市民生活部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
水道部長	中島征一郎君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局次長	田島均
議事調査係長	宮澤正浩		

午前10時24分開議

議長（川野盛幸君） 出席議員定足数に達しました。

これより本日の会議を開きます。

発言の申し出

議長（川野盛幸君） 水道部長より発言の申し出がありますので、これを許します。水道部長の登壇を願います。

（水道部長 中島征一郎君登壇）

水道部長（中島征一郎君） 平成12年度藤岡市水道事業会計補正予算（第1号）の135ページ、資本的収入及び資本的支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費、第3目設備改良費の補正額8,979万6,000円の説明の中で、設計委託の延長2,770メートルを1,944メートルに訂正をお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

(「休憩」の声あり)

議長(川野盛幸君) 暫時休憩いたします。

午前10時27分休憩

午前10時48分再開

議長(川野盛幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

第1 議会運営委員会経過報告

議長(川野盛幸君) 日程第1、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長塩原吉三君の登壇を願います。

(議会運営委員会委員長 塩原吉三君登壇)

議会運営委員会委員長(塩原吉三君) ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について、ご報告申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により本日、議会開議前に委員会を開催し、本日の日程と追加されます議案の取り扱い方法について協議したのであります。

追加されますものは、市長提出議案4件と議員提出議案1件であります。この取り扱いについては日程表にもありますように、日程第1、議会運営委員会経過報告終了後、日程第2、議案第68号については総務常任委員会に、日程第3、陳情第8号については建設常任委員会に、日程第4、陳情第11号と第12号については教務厚生常任委員会にそれぞれ付託されておりますので、議案の審査報告及び陳情の審査報告を各常任委員長から報告を願った後、質疑、討論、採決を願います。

日程第5、議案第83号・第84号・第85号については一括上程、一括審議、委員会付託を省略し、即決を願います。日程第6、議案第86号については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決を願います。次に、日程第7、議員提出議案第3号については単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決していただくことに決定いたしました。

以上で議会運営委員会の経過について、報告を終わります。

議長(川野盛幸君) 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第2 議案第68号 藤岡市職員の再任用に関する条例の制定について

議長(川野盛幸君) 日程第2、議案第68号藤岡市職員の再任用に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務常任委員会委員長の報告を求めます。委員長坂本忠幸君の登壇を願います。

(総務常任委員会委員長 坂本忠幸君登壇)

総務常任委員会委員長(坂本忠幸君) ご指名を受けましたので、去る12月8日の本会議において総務常任委員会に付託されました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は12月11日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

議案第68号藤岡市職員の再任用に関する条例の制定について、ご報告申し上げます。

この条例制定の理由は、平成11年7月に定年退職した職員を最長65歳まで再雇用することを柱とした再任用制度を主な内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律」及び「地方公務員法等の一部を改正する法律」が成立し、平成13年4月1日より施行されることに伴い、地方公務員法の規定に基づき定年退職者に準ずるものの要件、任期の更新の要件、任期の末日等について市条例で定めるのであります。

質疑の主なものを申し上げます。本会議の中で概要説明はいただいているが、具体的にどのようになるのか、伺いたい。今回の法改正は、本格的な高齢社会に伴い高齢者の知識と経験を社会において活用していくとともに公的年金制度の改正により平成13年度以降、年金の満額支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、雇用と年金の連携により60歳代前半の5年間の生活を支えるため、働く意欲と能力のある者を再任用することができることとする新たな再任用制度を導入することとしたものである。国家公務員については国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間・休暇等に関する法律等で規定されているが、地方公務員については地方公務員法で大枠が定められているだけで、給与・勤務時間等の具体的な内容は各地方公共団体の条例で定めることになっている。

対象者については、継続雇用について意欲・能力のある定年退職者等であり、定年退職者のほか25年以上の勤続で、退職して5年以内で60歳に達した場合は雇用できる。採用方法については従前の勤務実績等に基づく選考採用であり、健康状態・勤務実績等を総合的に勘案して選考していく。勤務形態については週40時間の常時勤務と週16から32時間の短時間勤務の二つである。

任期については1年以下で、最長65歳まで更新ができるが、特例として平成25年までに年金の満額支給の年齢に合わせて任期の末日が段階的に引き上げられる。給与については、常時勤務については1級から9級の枠内で、定額で昇給はない。短時間勤務については、常時勤務の場合の給料をもとに勤務時間に応じて定める。手当については勤務の特殊性に応じた手当及び職務に関連した手当は支給されるが、生活関連手当や人材確保の観点からの手当及び退職手当は支給されない。休暇については、常時勤務者については年次

有給休暇として20日以内、短時間勤務者については勤務時間等を考慮して定めることになっているとのことでした。

退職した方は現在の等級のところの給料になるのか。仕事の内容は今までの部署のままなのか。格下げになり得るのか。また、来年の4月の対象者は何人いるのか。全員が再任用されるわけではないようだが、健康状態とか勤務実績によってどのくらい再任用されるのか、伺いたい。今の給料表へ格付するのではなく、新たに再任用された立場のところでも格付されるが、主に再任用職員給料表の中の1級から4級のところで運用していきたい。役職は外していき、当面は今の嘱託のような形で運用していきたい。今年度退職予定者は10人いる。再任用については、希望する方は現在の調査では約半数ぐらいである。基本になる本人の健康状態と意欲をもとに今までの勤務評定等を勘案し、任命権者が選考していくことになると思われるとのことでした。

新規採用の人数に影響が出るのか、伺いたい。常時勤務の場合は職員定数に数えることになっており、新規採用の人数が抑えられることになるので、当面は短時間勤務での再任用を考えているとのことでした。非常に人数の多い年代があるが、何人くらいいるのか。また、再任用する人数の制限等は今後定めるのか、伺いたい。団塊世代の44歳から48歳ぐらいの間で116人いる。再任用の定数の関係は現在検討中で、必要があればある程度制限するようなものをつくっていかねばならないと考えるとのことでした。

細かい規則・内規等はいつごろまでにつくる予定なのか、伺いたい。規則・要綱等については3月までにつくっていく予定であるとのことでした。選考時の公平性をどのように保とうとするのか、伺いたい。地方公務員法第13条の平等の取り扱いの原則にのっとり、一般の新規採用と同様に選考委員会的なものを設置して選考していくのがよいかと思うが、任命権者と協議して決めていきたいとのことでした。

この給与の金額は、満額の年金支給に対する年金の減額にならない程度の給与にする予定なのか。また、それとは関係なく勤務の都合によって支給される給与なのか、伺いたい。給与については国の準則の金額である。この金額は職務職階制の原則に基づいて労働の対価に対する基準という考え方で、民間企業の水準も考慮し設定されているようである。また、年金のことも多少勘案されているのではないかととのことでした。

今までに25年以上勤めて5年以内に退職した方で、希望された方の取り扱いはどのようになるのか、伺いたい。法施行が平成13年4月1日を予定しており、施行は5年以内に退職した方についても該当となるが、年金が満額支給される方については、運用上適用は考えていないとのことでした。

シルバー人材センター等の組織を利用し、そこに登録し、契約して、必要に応じて市の仕事をするという方法がとれないのか。また、市民感情として公務員だけが恵まれている

と思われている中、市も大改革をしていかなければならないと思うが、その考えを伺いたい。今後運用していくに当たり、なるべく今までの嘱託のような形で当面は再任用をしていきたい。また、再任用制度を条例化するに当たり、市役所の中でも改革をしていかなければならないと考える。まず、企画部で組織の改革、総務部では高齢職員56歳以上の昇給の延伸を検討中であるとのことでした。

国が法律を決めても藤岡市がこの条例を当分の間制定しなくてもよいのか、伺いたい。国から県を通して、平成13年3月までには条例制定するよう通知をいただいております、この条例は制定しなくてはならないものと考えているとのことでした。細部については規則で決めていくということだが、規則を決めるときに常時勤務での再任用をしていく場合、雇用や社会構造や組織の弱体化等、いろいろなことが懸念されるが、総括的な考えを伺いたい。再任用で常時勤務等に入ると人事の停滞等が懸念されると思われ、今後規則を定めていく中で、また運用に当たっては十分配慮していきたいとのことでした。

委員から次のような意見がありました。これからの高齢化社会の対応、高齢者の雇用の推進をする必要性から、また国家公務員法や地方公務員法で法律改正がなされ、平成13年4月1日より施行されることが決定されている中、条例制定することには賛意を表すが、再任用制度の運用に関しては時代背景・市民感情、企業等のいろいろな考え方も考慮し、適正な運用と施行をお願いし、本案は可決すべきものでお取り計らい願いたいとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして本委員会に付託を受けました議案1件に対する審査の概要と結果について、ご報告を終わります。

議長（川野盛幸君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第68号藤岡市職員の再任用に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の方の起

立を求めます。

(賛成者起立)

議長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

第3 陳情第8号 国民本位の公共事業の推進と執行体制の拡充を求める陳情

議長(川野盛幸君) 日程第3、陳情第8号国民本位の公共事業の推進と執行体制の拡充を求める陳情を議題といたします。

建設常任委員会委員長の報告を求めます。委員長木村喜徳君の登壇を願います。

(建設常任委員会委員長 木村喜徳君登壇)

建設常任委員会委員長(木村喜徳君) ご指名を受けましたので、去る12月8日の本会議において建設常任委員会に付託されました陳情1件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は12月11日、市長・助役並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

陳情第8号国民本位の公共事業の推進と執行体制の拡充を求める陳情について、ご報告申し上げます。

本陳情は、全建設省労働組合群馬県協議会議長渡辺万喜男氏から提出されたものであります。陳情の趣旨は、行政の減量・効率化・民営化を追求するがあまり、国・直轄事業の役割や公共事業の本来の目的を失うような政省令の策定や定員削減、直轄事業の見直しを行うことなく、国民・住民本位の公共事業・直轄事業を推進する上で必要な執行体制の整備拡充を図ることと、それに必要な職員数の確保を行うよう国の関係機関へ意見書を提出していただきたい旨の陳情であります。

質疑の主なものについて申し上げます。公共事業の推進という言葉があるが、藤岡市としては国・県の補助事業が必要なのか、伺いたい。公共事業推進という中で生活環境整備・都市計画街路・公園・下水道等、11市の中で比較するとすべて7、8、9位という状況で、20年くらいは遅れており、公共事業は倍に増やして事業を実施していかなければならないと考えているとのことでした。

現在、藤岡市として国や県へ要望するに当たり、この陳情で不都合を生じる部分を感じるところがあったら、担当部の意見を伺いたい。藤岡市の公共事業の中に土木事業・建設事業等いろいろあるが、国・県へ要望等行っているが、出先機関の統廃合により不都合を生じるといったことまでは把握していないし、省庁再編により統廃合が決定すれば市町村においてくると思うが、今現在そういう話は聞いておらず、把握できないし、不都合が生

じるとは思っていないとのことでした。

地方における公共事業の問題について、市長はどう考えているか、伺いたい。中央では公共事業の見直しを言っているが、地方においてはまだまだ公共事業が充実している段階ではない。藤岡市においても公共下水道・道路問題や農政問題などさまざまな分野で非常に欠けている面があり、国・県への陳情を積み重ねている現状であり、藤岡市の公共事業の立ちおくれを是正すべく、今後も積極的に取り組んでいきたい考えであるとのことでした。

委員から次のような意見がありました。各項目で見ると時代に即応しないというか、保身的なことばかりを考えて、地方分権や定数削減など国や地方自治体が進めている方向と若干異なることが多いと感じた。趣旨については理解できる部分もあるが、640兆円とも言われる借金の中で、今、行政改革を進めながら財政再建を目指している流れの中では、ある種矛盾している部分がある。当該地方公共団体の権限に属しない国際的問題、国政事務、他の地方公共団体に関する内容のものについては不採択とするしかないという資料があるが、この陳情第8号についてはこれに該当するのではないか。また、願意が妥当性を欠き、実現の可能性がないもの、行政や議会の権限に属しない事項にかかるものだと思うので、趣旨は理解できる部分もあるが、不採択とするしかないと判断する。

細部にわたって議論がなされる中で、総論としての国民生活の社会資本の充実についてはこれからも強力で推し進め、地方とすれば社会資本の整備が遅れているので、本市においても市民の暮らしを守る意味でも公共事業の推進については、その執行体制には十分留意しながら、その実施体制を整えていきたいという考え、また良質の社会資本整備のためにさらに努力をするということは十分評価できるのではないかという考え、また、本自治体において到底判断できない案件であるので、この問題については不採択にしたらどうか。

現在、国・地方ともに行財政改革を強力で推し進めると同時に公共事業の推進、住民福祉の向上、社会資本の向上も当然なされなければならない。そういった形の中で市民ニーズにもこたえていかなければならないなど、さまざまな意見があったが、本陳情の願意はわかるが、一つ一つの項目を見ると、公共事業の推進に一部名を借りたことによるそれぞれの事業の保身あるいは事業所の拡張、職員の増員等がすべての項目にわたって見受けられるので、現在、国・地方ともに良質な公共事業の推進、特に本市においても生活環境整備にかかわる公共事業の実施にはさらに国・県に強く要望するところであるが、国・地方ともにその運営執行に当たっては事務の効率化、行政サービスの高質化を図る中で行財政改革に取り組んでいるところであり、その方向と逆行するので、本委員会とすれば陳情について不採択という方向で進みたいので、委員各位のご理解をいただきたいのでよろしくお願ひしたい旨の意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって不採択すべきも

のと決定いたしました。

以上をもちまして建設常任委員会に付託を受けました陳情 1 件に対する審査の概要と結果について、報告を終わります。

議長（川野盛幸君） 建設常任委員会委員長の報告が終わりました。

報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。陳情第 8 号国民本位の公共事業の推進と執行体制の拡充を求める陳情について、建設常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、建設常任委員会委員長の報告のとおり決しました。

第 4 陳情第 1 1 号 「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書提出 についての陳情

陳情第 1 2 号 保育園舎老朽化に伴う改築についての陳情

議長（川野盛幸君） 日程第 4、陳情第 1 1 号「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書提出についての陳情、陳情第 1 2 号保育園舎老朽化に伴う改築についての陳情、以上 2 件を一括議題といたします。

教務厚生常任委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

（教務厚生常任委員会委員長 針谷賢一君登壇）

教務厚生常任委員会委員長（針谷賢一君） ご指名を受けましたので、去る 1 2 月 8 日の本会議において教務厚生常任委員会に付託されました陳情 2 件に対する審査の概要と結果について、ご報告申し上げます。

本委員会は 1 2 月 1 2 日、市長・助役・教育長並びに関係部課長の出席を求め、委員会を開催し、慎重審査したのであります。

まず、陳情第11号「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書提出についての陳情のご報告を申し上げます。

本陳情は高崎市在住の北村久瑩氏から提出されたものであります。陳情の趣旨は、青少年健全育成のための法律を早急に制定するよう内閣総理大臣並びに関係機関に対し意見書を提出していただきたい旨の陳情であります。

質疑の主なものを申し上げます。日常、テレビの各チャンネルでいろいろな番組が放送されているが、推薦できるような番組を子供たちに見てもらうような指導をしているのか。また、性教育については小学校・中学校ではどのような指導をしているのか、伺いたい。優良図書等については文部省や県教育委員会から通知が来て、学校現場では子供たちに指導している。性教育については、小学校から基本的な体の構造について始めており、義務教育以外で高校の場合はエイズ、こういうものをとらえて現在の性のあり方について指導していると伺っているとのことでした。

性教育では子供の好奇心をあおるような有害図書等をいかに押さえていくかが大事なことだと思うが、その点の教育をどのようにしているか、伺いたい。個々に学校でどこまでということになると非常に難しい話である。その点については学校だけでなく家庭教育の中でも議論をすると思うし、受ける側が家庭の中では判断をすることだと思う。有害図書については、今回の陳情の中にもあるように理想論を言ったら切りがない。できるものから取り組んでいくことが現在唯一とれる手法かと思うとのことでした。

委員から次のような意見がありました。各陳情事項を見るとさまざまな難しい問題を内包しているが、今日の社会情勢の中で青少年の犯罪は大変大きな問題になっており、こうした青少年をしっかり育てるといった社会的責任があると思う。そうしたことを考えたときに、この教務厚生常任委員会として採択をして、この方針に沿った形で国へ働きかけるべきだというふうに思うとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第12号保育園舎老朽化に伴う改築についての陳情のご報告を申し上げます。

本陳情は藤岡市保育園園長会会長坂本伊佐雄氏から提出されたものであります。陳情の趣旨は、新しい時代の要請に対応し、園児にきめ細かい援助を行うことが求められている中で、老朽化した保育園舎の施設改築を現在の2年に1園の改築から1年に1園の改築としていただきたい旨の陳情であります。

質疑の主なものを申し上げます。現在、8園の改築申請が出されているということだが、8園がどれくらい老朽化しているのか、また、園舎が老朽化したということをどのように調べた経緯があるのか、伺いたい。この陳情書には8園となっているが、平成13年度からは全部で9園である。老朽化については、建築後の経過年数は30年前後であり、正確

に老朽化を調べるといふことになるとう老朽度テストをしなければならぬが、なかなかそこまで経費をかけてやることは難しいため、建築した年度に基づいて順番をつけ、要望に基づいて計画し、園長会の方には了解を得ているとのことでした。

資料によると、平成10年度では国・県・市・保護者の四者で私立保育園17園に対して総額11億円の補助と負担になっている。これが毎年保護者の負担も増え、国や県の補助も増額されてきているが、運営の中から各園が設備の更新、改善というものを自主的に行うものなのかどうか、伺いたい。運営費については措置であるので、日常の毎日使う費用である。施設整備については臨時的な費用であるので、国・県・市、当然自己負担もあるが、それらで対応しているとのことでした。改築に関して国・県の助成措置、金額の頭打ち等があるかどうか、伺いたい。実費補助ではなく、補助基準額に対して国が8分の4、県が8分の3であるとのことでした。

藤岡市が1年に1園で改築をしていくことになると、国や県でそのように扱っていただけなのかどうか、伺いたい。その予定であるとのことでした。要望が出ている9園はどの園で、また、ここ10年以内に施設を改築した園はあるかどうか、伺いたい。要望が出ている9園はナースリー保育園・神流保育園・立石保育園・ひかり保育園・つくしんぼ保育園・直心保育園・あかね保育園・明星保育園・あけぼの保育園である。また、施設改築については、平成7年度にひかり保育園、平成9年度に平井保育園、平成11年度に吉祥保育園であるとのことでした。

延長保育・乳幼児保育について、現在どのような状況になっているか、伺いたい。保育所への入所園児は、社会的な背景もあり、年々2%から3%の率で伸びており、その中で乳幼児については特に伸びが著しく、毎年20%から30%で利用希望者が増えている。保育園の方では当然保育士の数が必要となり、また、国・県・市とも乳幼児保育等については積極的に取り組むようにという話を保育園にしており、それについては園の方で対応していただいている。また、長時間保育については原則は8時間だが、現在はほとんどの園が11時間ないしは11時間半の保育時間になっている。11時間というところかなり長い時間のため、ほとんどカバーできると考えるとのことでした。

委員から次のような意見がありました。今、乳幼児保育を希望する家庭が非常に多くなってきており、保育園ができた当初と比べると園自体の構造においても大変違っていると思う。この陳情については、趣旨は十分にわかるが、執行側の権限の範疇で処理されることであるので、趣旨採択がよろしいのではないかとの意見がありました。慎重審査の結果、賛成全員をもって趣旨採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして教務厚生常任委員会に付託を受けました陳情2件に対する審査の概要と結果について、ご報告を終わります。

- 議 長（川野盛幸君） 教務厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。
陳情第11号「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書提出についての陳情
について、報告に対し質疑に入ります。ご質疑願います。
（「なし」の声あり）
- 議 長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした
いと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。陳情第11号「青少年健全育成のための法律」制定を求める
意見書提出についての陳情について、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決するこ
とに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議 長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり
決しました。
陳情第12号保育園舎老朽化に伴う改築についての陳情について、報告に対し質疑に入
ります。ご質疑願います。
（「なし」の声あり）
- 議 長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした
いと思います。これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 議 長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 議 長（川野盛幸君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。
これより採決いたします。陳情第12号保育園舎老朽化に伴う改築についての陳情につ
いて、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）
- 議 長（川野盛幸君） 起立全員であります。よって、教務厚生常任委員会委員長の報告のとおり
決しました。

第5 議案第83号 藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正について

議案第84号 藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正につ
いて

議案第85号 藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正につ
いて

議長（川野盛幸君） 日程第5、議案第83号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部改正について、議案第84号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正
について、議案第85号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、
以上3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第83号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改
正、議案第84号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正、議案第85号藤岡
市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正の3議案について、一括して提案の説明
を申し上げます。

人事院は平成12年国家公務員の給与について、期末手当の年間支給額の削減を中心と
した人事院勧告を行い、国においては人事院の勧告に基づき国家公務員の給与改正が行わ
れ、11月22日公布されました。これに伴い、本市においても本議会において一般職員
の給与改正を行うとともに特別職等の期末手当についても国の指導等により所要の改正を
行うため、ここに3議案の改正をお願いするものであります。

改正の内容につきましては、期末手当の支給率の引き下げでございます。現在の期末手
当の支給率を年間支給率4.95月から12月期に0.2月削減し、年間4.75月に引
き下げるとともに、昨年引き続き平成13年3月に調整するものでございます。

以上、簡単ではありますが、議案第83号から議案第85号までの提案の説明といたし
ます。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたした
いと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号、議案第84号、議案第85号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第83号、議案第84号、議案第85号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより一括して討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第83号藤岡市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号藤岡市長・助役及び収入役の諸給与条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号藤岡市教育委員会教育長の諸給与支給条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

第6 議案第86号 藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について

議長(川野盛幸君) 日程第6、議案第86号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 議案第86号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

人事院は、平成12年国家公務員の給与について、去る8月15日、政府と国会に対し

て基本給である俸給表の改定の見送りと一部扶養手当の引き上げ及び期末勤勉手当等の一時金の支給月数を年間0.2月削減することなどを中心とした勧告を行い、国においては勧告に基づき国家公務員の給与改正が行われました。これを受け、自治省より地方公共団体においても国に準じた方向で改正を行うよう指導があり、給与条例の改正をお願いするとともに藤岡市職員の再任用に関する条例の制定に伴う給与に関する一部改正をお願いするものであります。

人事院勧告に伴う主な改正の内容につきましては、扶養手当の支給額の引き上げと期末勤勉手当等の一時金の支給率の引き下げであります。まず、第1条につきましては平成12年4月1日より子供などの配偶者以外の扶養親族の2人目までの手当額について、現行「5,500円」を500円引き上げて1人当たり「6,000円」に、同じく3人目以降について現行「2,000円」を1,000円引き上げて「3,000円」に引き上げるとともに、12年度一時金について、現行の年間4.95月から4.75月に引き下げるものであります。引き下げは12月期の一時金から行われ、内訳は期末手当から0.15月、勤勉手当から0.05月が差し引かれ、年間0.2月分を削減するものです。なお、今年度の12月期末勤勉手当については既に支給済みのため、平成13年3月の期末手当で支給額の調整をするものであります。

次に第2条は、藤岡市職員の再任用に関する条例の制定に伴う一部改正であります。内容といたしましては、再任用職員の給料月額等を定めたものでございます。施行日につきましては公布の日からとし、第1条については平成12年4月1日からの適用をお願いするものであります。第2条の藤岡市職員の再任用に関する条例の制定に伴う一部改正につきましては平成13年4月1日からの施行をお願いするものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第86号の提案の説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第86号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。よって、議案第86号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第86号藤岡市職員の給与に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

第7 議員提出議案第3号 「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書の提出について

議長(川野盛幸君) 日程第7、議員提出議案第3号「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。提出者青柳正敏君の登壇を願います。

(14番 青柳正敏君登壇)

14番(青柳正敏君) 議長から登壇のお許しをいただきましたので、議員提出議案第3号「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書の提出について、案文の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきます。

「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書(案)であります。明日の社会を担う青少年の健全育成はすべての国民の願いであります。しかしながら、今日の青少年を取り巻く社会環境は露骨な性描写や残酷な描写を売り物にした雑誌・ビデオ等の氾濫、さらには情報通信の進展とともにテレホンクラブ等の新しい営業形態が出現するなど、悪化の一途をたどっています。そうした中で、各都道府県においては青少年を有害環境から保護するための条例を制定してきたところではありますが、今日十分な成果を上げることは困難な状況になっています。

一方、青少年を有害環境から保護するという観点に立つ法令は、風俗営業等適正化法や児童福祉法のように関連規定がかなりまとまった形で規定されているものもありますが、網羅的体系的とはなっておらず、むしろ条例の補足的な機能しか有していません。また、現在のような条例の形式では都道府県によって内容が異なり、不公平や混乱が生じていることから、国において統一的法制化することが望まれています。よって、以下のような現

状に対する法律の制定と関連法令の改正に向けて検討されますよう強く要望します。

1．有害図書類（雑誌・ビデオ・パソコンソフト・ゲームソフト・CD等）の販売、貸し出しについては専門店のみで扱うこと。2．有害図書・玩具等の自動販売機での販売禁止、広告等の制限をすること。3．テレビ番組のランク付の義務化並びに有害番組を自動的にカットする「Vチップ制度」を導入すること。4．インターネット・パソコン通信等からわいせつ性及び残虐性の高い画像を規制すること。5．青少年を対象として淫行を行った者に対する「淫行処罰規定」を強化すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成12年12月19日。提出先内閣総理大臣、文部大臣、厚生大臣、郵政大臣、総務庁長官、警察庁長官。藤岡市議会議長川野盛幸。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

議長（川野盛幸君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

冬木一俊君。

- 3番（冬木一俊君） 青少年健全育成のための法律制定を求める意見書の提出について、この意見書の提出者に質問をさせていただきますが、私は大変勉強不足でお聞きしたいのですが、この1番のところに有害図書類（雑誌・ビデオ・パソコンソフト・ゲームソフト・CD等）の販売、貸し出しについては専門店のみで扱うという文面があるわけですが、当然この藤岡市議会で審議するからには、藤岡市にもこのような専門店があるわけですが、どのくらいの数があるのか、質問いたします。よろしくお願いいたします。

議長（川野盛幸君） 青柳正敏君。

- 14番（青柳正敏君） この議員提出議案についてでありますけれども、先ほど教務厚生委員長から報告がありましたように、本会議より付託されましたこの陳情におきまして教務厚生委員会がいろいろな形の中で検討されてきた、それがその場において可決をいただきましたその原案と同文であるというふうに自分でも認識しておりますし、そうした中で今、この提出に対しましての有害図書類というのは前の段階でぜひお聞き願いたかったというふう感じております。

議長（川野盛幸君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（川野盛幸君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号については、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員提出議案第3号「青少年健全育成のための法律」制定を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(川野盛幸君) 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査の申し出の件

議長(川野盛幸君) 各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件につき、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(川野盛幸君) ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

閉会中継続調査申出一覧表

委員会名	件名
総務常任委員会	1. 市税の適正課税について
	2. 市有財産の管理状況について
	3. 行政財政の実態について

に委任することに決しました。

市 長 あ い さ つ

議 長（川野盛幸君） この際、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長の登壇を願います。

（市長 塚本昭次君登壇）

市 長（塚本昭次君） 平成12年第5回藤岡市議会定例会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては12月8日から12日間にわたり、年末の大変ご多忙の中ご出席を賜り、平成12年度一般会計補正予算をはじめご提案申し上げました案件につきまして慎重審議をいただきまして原案どおりご決定くださいます、心より御礼を申し上げます次第であります。

本日をもって本年の議会を閉会いたしますが、20世紀における議会も本日が最後となりまして、いよいよあと12日で2001年、21世紀の幕が開かれるわけであります。時代は今、政治・経済・社会情勢も未曾有の大転換期を迎えており、地方自治体を取り巻く環境もこの10年ほどで大きく変わっていくのではなかろうかと思う次第であります。IT革命に伴う高度情報化社会の実現、インターネットによる流通革命、少子・高齢化の伸展による超高齢都市の出現、地方分権への波から市町村の大合併の実施など、地方都市のあり方や存在が再考される、そんな時代を迎えているわけであります。

こうした時代において私たちは市民生活の発展、質と利便性の向上など、この地域で暮らすすべての人が真に豊かで安らかに暮らせるようなまちづくりを心がけて、市民のための市民による行政運営を進めていかなければいけないと考えておるところでございます。議員各位におかれましては多くの事業やその施策についてご議論いただくわけですが、まず市民生活の向上を第一として、発展的で建設的な議論が展開されるよう、着実にその事業が実施できますよう心よりご期待を申し上げます次第であります。今後とも皆様のご協力をいただきながら新しい時代に向けた行政運営を図ってまいりたいと考えております。寒さも大分厳しくなってきました。議員各位におかれましては健康に十分ご留意され、明るい住みよい地域づくりにより一層のご尽力とご協力をお願い申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

閉 会

議 長（川野盛幸君） 以上をもちまして本会議に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成12年第5回藤岡市議会定例会を閉会いたします。

午前11時53分閉会